市民協働事業「○○○○○○事業」に関する協働契約書（案）雛形（補助型）

○○○○○○○（以下「申請者」という。）と横浜市（以下「交付決定者」という。）とは、市民協働事業「○○○○○○事業」（以下「事業」という。）の実施に当たって、横浜市市民協働条例（平成24年6月条例第34号）（以下「条例」という。）第8条に規定する市民協働事業の基本原則に則り、条例第12条第1項の規定に基づき、次のとおり協働契約を締結する。

（趣旨）

第1条　この契約は、事業の実施に当たって、申請者と交付決定者双方が互いに理解・尊重し、対等な関係のもとに協働を進めていくために必要な事項を定めるものとする。

２　申請者及び交付決定者は、市民公益活動の自主性を尊重するとともに、互いに依存や癒着等の関係に陥ることなく、双方が自立した存在として協働を進める。

（事業目的の共有）

第２条　申請者及び交付決定者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○という事業目的を共有する。

|  |
| --- |
| (例：子育て支援協働事業)　申請者及び交付決定者は、市民が喜びを感じながら、地域社会全体の繋がりの中で、安心して子どもを産み育てられる社会環境を形成し、その中で多くの実践を積み重ね、その成果を多くの市民が享受できるように協働して事業を進めるという事業目的を共有する。 |

（事業の概要）

第３条　申請者及び交付決定者は、前条の事業目的を達成するため、申請者が提出した事業計画書に基づき、協働して次の事業を実施する。

なお、計画の変更が生じる場合は、申請者と交付決定者が協議の上、決定する。

1. 事業名　　　　○○○○○○○事業
2. 事業内容　　　○○○○○○○○の活動、○○○○○○の研修、○○○○○○○の実施　等

（３）事業実施期間　○○年○月○日から○○年○月○日まで

（役割及び責任分担等）

第４条　申請者及び交付決定者は、それぞれに次に掲げる役割を分担し、その役割について、それぞれの責任で行うものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　事業項目 | 申請者の役割 | 交付決定者の役割 |
| ○○○○○の活動 | １　○○○○○の企画及び実施２　○○○○○の運営３　○○○○○の記録及び報告書の作成 | １　○○○○○との連絡調整２　○○○○○の企画協力３　○○○○○の募集広報・PR |
| ○○○○○の研修 | １　○○○○○の企画及び実施２　○○○○○への講師派遣３　○○○○○の記録及び報告書の作成 | １　○○○○○との連絡調整２　○○○○○の企画協力３　○○○○○の募集広報・PR |
| ○○○○○の実施 | １　○○○○○の企画及び実施２　○○○○○の運営３　○○○○○の記録及び報告書の作成 | １　○○○○○との連絡調整２　○○○○○の企画協力３　○○○○○の募集広報・PR |

２　申請者又は交付決定者は、その責めに帰する理由により、当該協働事業に関し、契約の相手方又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

３　申請者及び交付決定者は、第１項に定めるもののほか、事業実施途中に役割が生じた場合は、申請者と交付決定者が協議の上、その役割の必要性を共有し、分担して、質の高い成果を得られるよう努める。

（事業の進め方）

第５条　申請者及び交付決定者は、協働で事業に取り組むにあたり、事業目標及び事業実施計画の策定を行う。

２　申請者及び交付決定者は、前項で定める事業目標及び事業実施計画に基づき、第４条で定める役割分担にしたがって誠実に事業の適正な執行に努め、定期的に事業進捗状況の確認を実施し、必要に応じて事業実施計画の改善を図る。

３　申請者及び交付決定者は、事業進捗の節目及び事業の終了後に、条例第15条の規定に基づき事業評価を実施する。

４　申請者及び交付決定者は、前３項の実施にあたって組織同士で協議する場を設け、協議の過程において行う意思表示及び意思決定について、説明責任を負うものとする。

（経費分担及び調査権限）

第６条　事業に必要な経費については、申請者にあっては、申請した協働事業収支予算書に基づく自己資金等を、交付決定者にあっては、交付決定者が別途定める協働事業に係る補助金交付要綱（以下「補助金要綱」という。）により交付する補助金を負担する。

２　交付決定者は、補助金要綱及びその他の法令に基づき、補助金を適正に支払う。

３　申請者は、補助金要綱及びその他の法令に基づき、補助金を適正に執行し、その結果を交付決定者に報告する。

４　交付決定者が必要と判断したときは、適時申請者に対し報告を求め、又は調査することができる。

（成果及び権利の帰属・譲渡等）

第７条　事業の実施を通じて新たに発生して得られた成果及び権利については、申請者及び交付決定者の両者に帰属するものとする。ただし、申請者又は交付決定者の各々に既に帰属している成果及び権利は除くものとする。

２　申請者又は交付決定者は、この契約によって生ずる成果及び権利を第三者に譲渡し、又は承継させる場合には、この契約の相手方の承諾を得なければならない。

（秘密及び個人情報の取扱い）

第８条　申請者及び交付決定者は、本契約に係る締結過程及び履行過程で知り得た秘密及び個人情報について、双方以外の第三者に漏らし、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。この契約が終了した後も同様とする。但し、申請者及び交付決定者が、司法手続又は法令に基づき開示する場合はこの限りでない。

２　申請者は、事業実施の際の秘密の保持については、条例第13条を遵守するものとする。

（公開の原則）

第９条　条例第4条第2項、第8条第3号及び第15条第2項の規定に基づき、事業に関する情報及び評価は公開を原則とし、申請者及び交付決定者はそれぞれに説明責任を果たすものとする。

（契約の有効期間）

第10条　この契約の有効期間は、契約書の締結の日から第５条第３項に定める事業評価が終了するまでとする。

（契約の解除）

第11条　申請者及び交付決定者は、申請者又は交付決定者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるときは、違約金の徴収又は契約を解除することができるものとする。

（疑義事項の取扱い）

第12条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、申請者及び交付決定者は速やかに協議を行い、解決するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

　　　○○年○月○日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　○○○○○○○○○（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○○○○（団体名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代　表　　○○　○○　　　㊞

交付決定者　横浜市中区本町6丁目50番地の10

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　横浜市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　横浜市長　○○　○○　　　印